キリンビバレッジ株式会社と大阪市住之江区との

安全安心なまちづくりに関する協定書

（目的）

第１条 本協定は、キリンビバレッジ株式会社及び大阪市住之江区（以下「両者」という。）が相互に連携し、安全安心なまちづくりの一層の推進を図ることを目的とする。

（連携事項）

第２条 両者は、前条の目的を実現するために、次に掲げる連携を進めるものとする。

（１）安全安心なまちづくりに関すること

（２）その他、両者の施策事業との連携など、前条の目的を達成するために必要な事項

（禁止事項）

第３条 キリンビバレッジ株式会社が取組を行うにあたっては、次の各号に該当してはならない。

（１）法令又は公序良俗に反すること、又は反するおそれがあること

（２）政治活動又は宗教活動を伴うもの

（連携期間）

第４条 本協定の有効期間は、協定締結日から１年間とする。ただし、本協定の満了日の１ヶ月前までに、両者のいずれからも改廃の申し入れがない場合は、さらに１年間更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第５条 両者は、連携事項の検討・実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、報道機関等の第三者へ連携協力事項に関する公表を行う際は、予め両者でその対応を協議する。

２　両者は、理由のいかんを問わず本協定の終了後も、前項に定める守秘義務を負うもの

とする。

（協定の解除）

第６条 本協定の実施にかかり、両者が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、第４条の規定にかかわらず、協定を解除することができる。

（１）政治的行為を行ったと認められる場合

（２）法令又は公序良俗に反する活動を行った場合

（３）暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第３条各号に掲げる者に該当する場合 （４）その他住之江区長が認める場合

（協議）

第７条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、 両者が協議の上、これを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、協定書２通作成し、両者が記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和６年９月２４日

大阪市北区大深町４番２０号

グランフロント大阪タワーＡ

キリンビバレッジ株式会社　近畿圏統括本部

執行役員　近畿圏統括本部長　有馬　正剛

大阪市住之江区御崎3丁目1番１７号

大阪市住之江区長　藤井　秀明